

桐生市農業委員会 農業委員募集要項

桐生市では令和8年7月19日をもって任期が満了することに伴い、農業に関する知識を持ち、農地の利用の最適化の推進等の農業委員会の職務を適切に行うことのできる農業委員を以下のとおり募集します。

1 募集期間

令和8年3月16日（月）から4月15日（水）まで

※ 平日の午前8時30分から午後5時15分までにご提出ください。

2 募集人数

14人

3 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

4 身分

桐生市の特別職の非常勤職員

※ 秘密保持義務があります。

5 職務内容

- (1) 農業委員会の総会（毎月開催）への出席
- (2) 農地の権利移動や転用等に係る許認可業務
- (3) 農地の利用の最適化の活動（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進及び人・農地プランの実質化等）に対する取組
- (4) 農地利用の最適化に関する指針の策定
- (5) 農地パトロール（農地利用状況調査）
- (6) 研修会等の自己研さん

6 農業委員報酬月額

32,200円

ただし、会長 69,500円、会長職務代理者 44,200円

7 被推薦者・応募者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 原則として、桐生市内に住所を有する者で本市の農業に精通し、地域農業の振興及び発展に意欲のあるもの。ただし、桐生市長が特に認める場合にあっては、この限りではない。
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないもの。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないもの。
- (4) 桐生市暴力団排除条例（平成24年桐生市条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないもの。

8 推薦・応募方法

桐生市内に住所を有する者（3人以上）又は、農業関係団体やその他の団体から推薦を受けて申し込む方法と、自ら応募する方法の2通りがあります。

次の様式に必要な事項を記入し、桐生市産業経済部農林振興課農業振興担当へ直接提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦・応募様式

① 推薦を受ける場合

桐生市農業委員会委員推薦書（様式第1号）

② 自ら応募する場合

桐生市農業委員会委員応募書（様式第2号）

(2) 添付書類

被推薦者又は応募者が桐生市外在住の場合は、被推薦者又は応募者の発行後3ヶ月以内の住民票

(3) 様式の入手方法

農林振興課（桐生市役所3階）及び新里・黒保根支所地域振興整備課窓口にて配布するほか、桐生市のホームページからダウンロードすることもできます。

(4) その他

農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

9 選任方法

提出された書類をもとに候補者評価委員会で評価し（必要に応じて面接も行います。）、市議会の同意を得た上で、7月に桐生市長が任命します。

※ 法令により、認定農業者が農業委員の過半（8名以上）を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）を1名以上含めること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規程があります。

10 結果の通知

選考の結果については推薦・応募全員に文書でお知らせします。

11 推薦・応募状況の公表について

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に、桐生市のホームページ及び市役所掲示場等で推薦書及び応募書に記載された事項（住所及び電話番号等を除く）を公表します。

12 問い合わせ・応募書類の提出先

〒376-8501

桐生市織姫町1番1号

桐生市 産業経済部 農林振興課 農業振興担当（桐生市役所3階）

電話 0277-32-4134